

兵庫県公報

平成24年2月3日 金曜日 第2359号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 特定計量器定期検査の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	3
○ 市営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 平成2年兵庫県告示第582号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	6
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	6
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 平成24年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集（公園緑地課）	10

告 示

兵庫県告示第123号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町及び佐用町の区域における質量計の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。）を次のとおり実施する。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 検査実施機関（計量法第20条第1項に基づく指定定期検査機関）
神戸市中央区中山手通7丁目28番33号 兵庫県立産業会館内
社団法人兵庫県計量協会
- 2 検査実施区域、検査実施期日及び検査実施場所

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市	平成24年6月26日（火）から同年7月5日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日	検査場所を指定した場合にあっては、その指定した場所 指定の場所によらない場合にあっては、その質量計の所在の場所
たつの市	平成24年4月11日（水）から同年6月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	
赤穂市	平成24年9月4日（火）から同月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	
西脇市黒田庄町	平成24年9月25日（火）から同月26日（水）までの期間で別に通知する期日	

三木市 (吉川町の区域を除く。)	平成24年10月23日(火)から同年11月9日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
川西市	平成25年1月15日(火)から同年2月14日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
小野市	平成24年11月12日(月)から同月22日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
三田市	平成24年11月27日(火)から同年12月19日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
丹波市	平成24年11月19日(月)から同年12月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
朝来市	平成24年11月6日(火)から同月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
宍粟市	平成24年6月12日(火)から同年7月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間で別に通知する期日
加東市	平成25年1月16日(水)から同月31日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間で別に通知する期日
多可町	平成24年10月1日(月)から同月5日(金)までの期間で別に通知する期日
稲美町	平成25年2月12日(火)から同月14日(木)までの期間で別に通知する期日
播磨町	平成25年2月5日(火)から同月7日(木)までの期間で別に通知する期日
神河町	平成24年10月10日(水)から同月12日(金)までの期間で別に通知する期日
市川町	平成24年9月27日(木)から同月28日(金)までの期間で別に通知する期日
福崎町	平成24年10月16日(火)から同月19日(金)までの期間で別に通知する期日
太子町	平成24年6月19日(火)から同月22日(金)までの期間で別に通知する期日
上郡町	平成24年7月24日(火)から同月27日(金)までの期間で別に通知する期日

佐用町	平成24年5月29日（火）から同年6月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の期間で別に通知する期日
-----	--



兵庫県告示第124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
玉瀬土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	玉瀬地区	平成24年2月3日から 同 月23日まで	宝塚市役所



兵庫県告示第125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	三木田地区	平成24年2月3日から 同 月23日まで	洲本市役所



兵庫県告示第126号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社東芝姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 村上 浩一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社東芝姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地

(3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能	力	ウエハー420枚/日	ウエハー760枚/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後15日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 24時間	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	11～13	11～13	1～4	1～4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	31	39	9.6	12
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	18	22	8	10
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	3	5	3	5
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.5	0.6	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	0.08未満	0.08未満	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.5	0.6	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		2	2	5	5

備考 既設特定施設を廃止するとともに使用方法を変更するため、排出水の量及び汚濁負荷量は減少する。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)	
同左		ウエハー510枚/日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
1～4	1～4	4～6	4～6
31	39	9.6	12
18	22	8	10
3	5	3	5
—	—	—	—
—	—	26	33
—	—	—	—
7	7	3	3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年2月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活環境課



兵庫県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年2月3日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年2月3日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 一 宮 生 野 線	宍粟市一宮町福知字田ノ小屋1757番21から 同 市一宮町福知字白口1758番1まで	旧	8.0から 19.0まで	86.0	
		新	10.0から 53.0まで	86.0	



兵庫県告示第128号

平成2年兵庫県告示第582号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。
平成24年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中大谷(2)の項を次のように改める。

大 谷 (2)	神 戸 市	垂 水 区	塩 屋 町	大 谷	616番16の一部、618番の1、618番の20、618番の21、627番の1、627番の2、627番4から627番の8まで、628番1、628番2、628番4から628番6まで、629番2、629番3の一部、629番4の一部、629番5の一部、629番6の一部、671番5の1の一部、671番5の2の一部、671番5の4、671番5の5、671番8、671番124の一部、671番124地先の水路敷の一部、618番1から618番21に至る地先の道路敷
---------	-------	-------	-------	-----	--



兵庫県告示第129号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成24年2月22日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社ライブホーム
 代表者氏名 大畑晋一
 事務所所在地 神戸市須磨区平田町3-4-2
 免許番号 兵庫県知事(1)第11293号
 免許年月日 平成20年9月17日

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市北条町北条字岡東806番1、808番3、808番9、832番、833番、834番の一部、835番1、837番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加西市豊倉町1261番地の72
誠和不動産株式会社 代表取締役 宮崎隆志
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年1月5日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-5-2号(23加西)



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年2月3日

中播磨県民局長 玉田尋三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゴダイドラッグ広畑店
所在地 姫路市広畑区小坂22番地2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名 ゴダイ株式会社
代表者の氏名 浦上晃之
住所 姫路市駅前町268番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ゴダイ株式会社
代表者の氏名 浦上晃之
住所 姫路市駅前町268番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年8月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,199平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数
46台

- (2) 駐輪場の収容台数
9 台
- (3) 荷さばき施設の面積
25平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
8.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ゴダイ株式会社	午前 9 時	翌午前 0 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午前 0 時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 1 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成23年12月26日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成24年 2 月 3 日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成24年 6 月 4 日
- (2) 提出先
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 2 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 相生ショッピングセンター
所在地 相生市那波南本町 8 番 8 号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	姫路市三左衛門堀東の町121番地
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268番地
ダイキ株式会社	佐 藤 一 郎	愛媛県松山市美沢一丁目 9 番 1 号
日本地所倉庫株式会社	藤 沢 純 造	岡山市北区野田二丁目 4 番 1 号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前

相生市那波南本町1868—2

イ 変更後

相生市那波南本町8番8号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口4—4
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160—6
ダイキ株式会社	佐 藤 一 郎	愛媛県松山市美沢1—9—1
日本地所倉庫株式会社	藤 沢 純 造	岡山市野田2—4—1

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	姫路市三左衛門堀東の町121
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268
ダイキ株式会社	佐 藤 一 郎	愛媛県松山市美沢1—9—1
日本地所倉庫株式会社	藤 沢 純 造	岡山市北区野田2—4—1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口4—4
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160—6
株式会社三洋エージェンシー 外2者	河 合 宏 光	岐阜県大垣市外濑2—38

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	岩 本 隆 雄	姫路市三左衛門堀東の町121
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	姫路市駅前町268
株式会社セリア 外2者	河 合 宏 光	岐阜県大垣市外濑2—38

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

午前6時から午後7時まで

イ 変更後

24時間

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成23年4月1日

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年10月3日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年4月1日

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成23年12月28日

5 届出年月日

平成23年12月27日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成24年2月3日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年6月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**平成24年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修研修生の募集**

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成24年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門研修の研修生を次のとおり募集する。

平成24年2月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 募集人員

20名

## 2 申込資格

社会人、大学生、大学院生など（国籍は問わない。ただし、日本語による簡単なコミュニケーションが可能であること。）

## 3 研修内容及び研修期間

「景観園芸」又は「園芸療法」に関する課題解決のための研究・実践を行う。研修期間は、月単位で、1箇月から12箇月の間で選択する。

## 4 申込手続

## (1) 提出書類

ア 研修受講許可申請書（本校所定の様式）

申込前3箇月以内に撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルの写真を申請書の所定の場所に貼り付けること。

イ 調査書〔希望理由及び専門研修の内容〕（本校所定の様式）

ウ 研修計画書（A4 横書き）

エ 履歴書（写真の貼付は不要）

オ 雇用者（大学生又は大学院生の場合は指導教員）からの紹介・推薦文（A4 横書き）

※自営の者は不要。

## (2) 申込書類の配布

県立淡路景観園芸学校において配布する。

なお、申込書類を県立淡路景観園芸学校へ郵送で請求することができる。この場合は、封筒の表に「景観園芸専門研修研修生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手120円を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

## (3) 受付期間

平成24年2月6日（月）から同月17日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成24年2月17日（金）必着とする。

## (4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

## 5 選考方法

## (1) 一次審査 書類審査

平成24年2月27日（月）以降に、書類審査の結果を通知する。

## (2) 二次審査 面接（書類審査に合格した者のみ）

ア 面接日程

合格者には、面接日を通知する。

イ 面接会場

淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

ウ 面接結果発表

面接後、申込者全員に郵便により通知する。(面接後、1箇月程度)

6 申込みについての問合せ先

県立淡路景観園芸学校 普及指導課

電話 (0799) 82-3131

電子メールアドレス alpha@awaji.ac.jp